

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで
私の結婚前の国民年金保険料は、母が納付してくれていた。

母は仕事で平日の昼間は留守のため、休みの日及び夕方に自宅に集金人が来てくれていたようである。

当時、私はA職に就いており、約6万円の月給の半分以上を母に渡していたので、国民年金保険料を納付することは十分できたはずである。

その他の期間は納付しているのに、申立期間の1年間だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月に払い出されている上、申立人のオンライン記録によると、それ以降の国民年金の加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の結婚前の保険料を納付してくれていたとするその母親の年金制度に対する関心及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、申立期間に検認印が無いことから、国民年金保険料を集金人に現年度納付していたことは確認できないものの、申立期間中に申立期間直前の1年間の保険料を過年度納付していることが確認できるとともに、申立人は、当該期間の一部分について、保険料を集金人に納付したことを示す預かり証を所持していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間直後の現年度保険料を集金人に納付するに際し、1年間と短期間である申立期間の保険料について、納付催告を受けて集金人に過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、当時のことを詳しく覚えていないが、役所から国民年金保険料の納付が遅れている旨の文書が届いたので、納付したことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料は納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月に国民年金に任意加入して以降、申立期間①及び②を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人のオンライン記録を見ると、平成6年11月にその夫が退職したことによる第1号被保険者への切替手続きも適切に行い、保険料を納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②はそれぞれ3か月間と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるほか、昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付している記録が確認できることから、申立人は、「役所から国民年金保険料の納付が遅れている旨の文書が届いたので納付した。」とし、当時は生活環境にも特段の変化がなかったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、納付催告を受けたまま、申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 6454

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年に結婚して以降、夫と同様に国民年金保険料を納付していなかった。

夫が昭和 61 年 11 月に事業を閉鎖後、翌月から A 社に就職するようになったが、その後しばらくして、会社の事務員から過去の国民年金保険料を納付するように言われたので、私が B 県 C 市役所で手続を行った後、私たち夫婦の過去の納付可能な未納保険料を、近くの郵便局で何回かに分けて遡って納付した。

納付した国民年金保険料額等の詳細については、はっきり覚えていないが、前後の期間が納付済みとされているのに対し、申立期間が未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書のうち、申立期間直前の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る領収証書の作成日は、62 年 3 月 26 日であることが確認でき、申立人の夫が A 社に就職した後、しばらくして、C 市役所で国民年金保険料の納付手続を行ったとする申立人の陳述と符合する上、当該作成日からみて、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立期間前後である昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 2 月までの期間の国民年金保険料が、同年 4 月 25 日に一括して納付されていることが確認でき、過去の未納保険料を解消しようとする申立人の努力がうかがえるところ、申立期間の 12 か月の保険料のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金に加入後、昭和45年又は46年頃までは国民年金保険料を納付していたが、独立するようになってからは、保険料を納付しなくなった。

昭和61年11月に事業所を閉鎖後、翌月からA社に就職するようになったが、その後しばらくして、会社の事務員から過去の国民年金保険料を納付するように言われたので、妻がB県C市役所で手続を行った後、私たち夫婦の過去の納付可能な未納保険料を、近くの郵便局で何回かに分けて遡って納付した。

納付した国民年金保険料額等の詳細については、はっきり覚えていないが、前後の期間が納付済みとされているのに対し、申立期間が未納期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書のうち、申立期間直前の昭和60年1月から同年3月までの期間に係る領収証書の作成日は、62年3月26日であることが確認でき、申立人がA社に就職した後、しばらくして、C市役所で国民年金保険料の納付手続を行ったとする申立人の陳述と符合する上、当該作成日からみて、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立期間前後である昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年4月から62年2月までの期間の国民年金保険料が、同年4月25日に一括して納付されていることが確認でき、過去の未納保険料を解消しようとする申立人の妻の努力がうかがえるところ、申立期間の12か月の保険料のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 20 日から 33 年 12 月 27 日まで

A社B工場で勤務し、一緒に退職した同僚から連絡を受けたので、厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、同社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、一緒に退職した同僚と同様に、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

そこで、申立期間にA社B工場で勤務し、申立人と一緒に退職した当該同僚について、同人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及びオンライン記録を見ると、旧台帳には、申立人と同様に脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の記載があるにもかかわらず、オンライン記録において脱退手当金の支給記録が無いことが確認できることから、事業所の寮でほぼ同じ期間起居し、親しく勤務した前述の同僚と二人で一緒に退職手続をしたとする事情を踏まえると、当該事業所に係る脱退手当金の請求に係る事務手続が適正に行われたとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金は、法定支給額（18,678円）と5,336円相違しているほか、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人と同時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員のうち、複数名については、旧台帳において脱退

手当金の支給記録をうかがわせる記載が確認できるものの、オンライン記録とは符合しておらず、その符合しない理由が明らかでないことを踏まえると、当時において記録管理が適正に行われていなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日から9か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、引き続き働く意思を有していた可能性も考えられ、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日付けでB社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち一人は、「申立期間は社名変更の行われた時期であり、自身と申立人はA社の派遣社員としてそれぞれの派遣先事業所で勤務した後、平成元年3月からはB社の派遣社員として継続して勤務してい

た。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日付けでB社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち、申立人と一緒に同じ派遣先で勤務していたとする一人から提出されたB社発行の在籍証明書を見ると、A社からB社に継続して勤務しており、同社への異動日は、平成元年3月1日であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月21日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、C社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。昭和50年6月に同社に入社してから継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票並びにC社の事業主及び元取締役の陳述から判断すると、申立人が、申立期間において、C社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和51年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たるが、同社の元取締役の一人は「C社が適用事業所となるまでは、従業員は親会社であるA社で加入させていた。」旨陳述している。

また、A社及びC社に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和51年1月21日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月1日にC社で被保険者資格を取得している者が3人（申立人を含む。）確認できるところ、そのうちの1人は、「昭和51年1月

頃に、A社の総務担当者から、被保険者資格がA社からC社へ移ることは聞いた。私は46年の入社時からC社で継続して勤務しており、給与も同社からもらっていた。」旨陳述している。

さらに、C社の代表取締役（親会社に当たるA社の代表取締役）は、「C社の総務・経理事務関係は、A社が管理していた。申立期間当時、A社は、多数の関連会社を持っており、それら関連会社の総務的な事務を全て処理していた。」と陳述している。

これらのことから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険被保険者資格については、C社が適用事業所となる昭和51年4月1日までは、引き続きA社における被保険者とされるべきものと考えるのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月29日から同年4月1日まで

A社に昭和21年5月1日から63年1月20日まで継続して勤務したが、同社本社から同社B事業部C工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合の加入記録及び同僚が保管していた申立期間の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社本社から同社B事業部C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社本社から同社B事業部C工場に異動したとする同僚から提出された日記に、昭和46年3月29日から同工場での業務を開始したと記載されていることから、同工場での資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部C工場における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月30日から同年11月1日まで
A社からB社に組織変更された時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。
両社は関連会社であり、申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のB社は昭和52年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は申立期間において、引き続きA社で厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同社での資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和52年10月の定時決定の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和34年12月から平成9年10月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の従業員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は昭和39年4月1日に同社C出張所から同社D出張所に異動し、申立期間においては同社D出張所に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、給与計算は本社で一括して行っていた。」としている上、申立人と同様に、昭和39年10月25日に同社B支店で被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社D出張所で資格を取得している複数の者が、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動先のA社D出張所は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社の人事担当者は、「D出張所が適用事業所となるまでは、本社以外の支店及び出張所に勤務する従業員をB支店で厚生年金保険に加入させていたので、申立期間にD出張所で勤務していた申立人についても、B支店で厚生年金保険に加入させるべきであった。」と陳述しているこ

とから、申立人の同社B支店での資格喪失日を同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和39年10月の定時決定の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和35年11月から62年7月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の従業員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は昭和36年1月16日に同社本社から同社C出張所に異動し、申立期間においては同出張所に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、給与計算は本社で一括して行っていた。」としている上、申立人と同様に、昭和39年10月25日に同社B支店で被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社C出張所で資格を取得している複数の者が、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動先のA社C出張所は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社の人事担当者は、「C出張所が適用事業所となるまでは、本社以外の支店及び出張所に勤務する従業員をB支店で厚生年金保険に加入させていたので、申立期間にC出張所で勤務していた申立人についても、B支店で厚生年金保険に加入させるべきであった。」と陳述しているこ

とから、申立人の同社B支店での資格喪失日を同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和39年10月の定時決定の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和33年8月から平成10年1月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の従業員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は昭和37年9月15日に同社C工場から同社D出張所に異動し、申立期間においては同出張所に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、給与計算は本社で一括して行っていた。」としている上、申立人と同様に、昭和39年10月25日に同社B支店で被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社D出張所で資格を取得している複数の者が、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動先のA社D出張所は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社の人事担当者は、「D出張所が適用事業所となるまでは、本社以外の支店及び出張所に勤務する従業員をB支店で厚生年金保険に加入させていたので、申立期間にD出張所で勤務していた申立人についても、B支店で厚生年金保険に加入させるべきであった。」と陳述しているこ

とから、申立人の同社B支店での資格喪失日を同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和39年10月の定時決定の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和36年3月から平成14年4月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の従業員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社C出張所で勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、給与計算は本社で一括して行っていた。」としている上、申立人と同様に、昭和39年10月25日に同社B支店で被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社C出張所で資格を取得している複数の者が、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C出張所は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社の人事担当者は、「C出張所が適用事業所となるまでは、本社以外の支店及び出張所に勤務する従業員をB支店で厚生年金保険に加入させていたので、申立期間にC出張所で勤務していた申立人についても、B支店で厚生年金保険に加入させるべきであった。」と陳述していることから、申立人の同社B支店での資格喪失日を昭和39年11月1日とすることが妥当で

ある。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和39年10月の定時決定の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月29日から同年4月1日まで

A社に昭和35年4月18日から平成14年2月20日まで継続して勤務したが、同社本社から同社B事業部C工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、D健康保険組合の記録、雇用保険の加入記録及び同僚が保管していた申立期間の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（A社本社から同社B事業部C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社本社から同社B事業部C工場に異動したとする同僚から提出された日記に、昭和46年3月29日から同工場での業務を開始したと記載されていることから、同工場での資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部C工場における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、同社B支店から同社本社C事業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日にA社B支店から同社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社提出の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の同社B支店における資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和53年10月25日と記載されており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

C社（現在は、D社）から関連会社のA社に昭和46年10月31日まで出向し、同年11月1日からC社に戻ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務し、申立期間の保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社提出の人事記録、B社の回答及び申立期間の保険料控除が確認できる同僚の給与明細書から判断すると、申立人が昭和46年10月31日までA社に勤務し（昭和46年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和46年10月の定時決定の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和46年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

C社（現在は、D社）から関連会社のA社に昭和46年10月31日まで出向し、同年11月1日からC社に戻ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務し、申立期間の保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社提出の人事記録、B社の回答及び申立期間の保険料控除が確認できる同僚の給与明細書から判断すると、申立人が昭和46年10月31日までA社に勤務し（昭和46年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和46年10月の定時決定の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和46年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

C社（現在は、D社）から関連会社のA社に昭和46年10月31日まで出向し、同年11月1日からC社に戻ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務し、申立期間の保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社提出の人事記録、B社の回答及び申立期間の保険料控除が確認できる同僚の給与明細書から判断すると、申立人が昭和46年10月31日までA社に勤務し（昭和46年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和46年10月の定時決定の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和46年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

夫はC社（現在は、D社）から関連会社のA社に昭和46年10月31日まで出向し、同年11月1日からC社に戻ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。夫は両社には継続して勤務し、申立期間の保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E健康保険組合の加入記録、D社提出の人事記録、B社の回答及び申立期間の保険料控除が確認できる同僚の給与明細書から判断すると、申立人が昭和46年10月31日までA社に勤務し（昭和46年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和46年10月の定時決定の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の

資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和46年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和39年3月16日にA社に入社し、同年7月1日に同社B事業所に転勤となったが、退職するまで同社に継続して勤務したのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（A社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時に異動したとする同僚が、昭和39年7月1日からA社B事業所で勤務した旨陳述していることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できない

ため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年 6 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成4年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成4年9月、同年10月及び同年12月から5年2月までの期間は17万円、同年5月から同年10月までの期間は18万円、同年11月は20万円、同年12月及び6年1月は18万円、同年2月から同年7月までの期間は19万円、同年8月から同年10月までの期間は22万円、同年11月から7年6月までの期間は19万円、同年7月から9年2月までの期間は22万円、同年3月から11年9月までの期間は24万円、13年3月から14年9月までの期間は26万円、16年4月、同年8月及び同年11月は28万円、17年1月は30万円、同年9月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、18年2月及び同年3月は26万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月、19年1月及び同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年6月までの期間は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、20年1月及び同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年7月31日は27万2,000円、同年12月25日は28万円、16年8月5日は29万円、17年1月17日は33万8,000円、同年8月10日は26万円、同年12月15日及び18年8月5日は34万円、同年12月27日は38万円、19年7月19日は28万円、同年12月27日は42万8,000円、20年8月13日は31万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 4 年 8 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 31 日
④ 平成 15 年 12 月 25 日
⑤ 平成 16 年 8 月 5 日
⑥ 平成 17 年 1 月 17 日
⑦ 平成 17 年 8 月 10 日
⑧ 平成 17 年 12 月 15 日
⑨ 平成 18 年 8 月 5 日
⑩ 平成 18 年 12 月 27 日
⑪ 平成 19 年 7 月 19 日
⑫ 平成 19 年 12 月 27 日
⑬ 平成 20 年 8 月 13 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成 4 年 8 月 1 日との回答を受けたが、厚生年金保険料は同年 7 月から控除されていた（申立期間①）。

また、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、実際の給与額及び賞与額よりも低く記録されている（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫及び⑬）上、一部期間の標準賞与額の記録が無い（申立期間⑧及び⑪）ことが分かった。

申立期間当時の給与明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めるとともに、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び支給総額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役は、現在の加入記録どおりの届出を行った旨陳述していることから、事業主が平成4年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬については、申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書並びに源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成4年9月、同年10月及び同年12月から5年2月までの期間は17万円、同年5月から同年10月までの期間は18万円、同年11月は20万円、同年12月及び6年1月は18万円、同年2月から同年7月までの期間は19万円、同年8月から同年10月までの期間は22万円、同年11月から7年6月までの期間は19万円、同年7月から8年12月までの期間及び9年2月は22万円、同年3月から11年9月までの期間は24万円、13年3月から14年9月までの期間は26万円、16年4月、同年8月及び同年11月は28万円、17年1月は30万円、同年9月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、18年2月及び同年3月は26万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月、19年1月及び同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年6月までの期間は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、20年1月及び同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までの期間は28万円とすることが妥当である。

また、平成9年1月については、当該期間に係る給与明細書は無いが、同年7月支給分賞与支払明細書（平成8年12月から9年5月までの給与支給額が記載されている。）により確認できる給与支給額及び給与明細書の有る期間の保険料控除の状況から判断すると、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通

知書（平成8年分から19年分まで）及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（平成5年8月、9年8月及び11年8月）並びに年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（平成16年分から20年分まで）に記載されている標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給与明細書等で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成4年8月、同年11月、5年3月、同年4月、11年10月から13年2月までの期間、14年10月から16年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、同年12月、17年2月から同年8月までの期間、同年10月、18年1月、同年4月及び同年12月については、上述の給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書並びに源泉徴収簿において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は27万2,000円、同年12月25日は28万円、16年8月5日は29万円、17年1月17日は33万8,000円、同年8月10日は26万円、同年12月15日及び18年8月5日は34万円、同年12月27日は38万円、19年7月19日は28万円、同年12月27日は42万8,000円、20年8月13日は31万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控え（平成17年1月17日、同年8月10日、19年12月27日）及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書（平成15年7月から19年12月まで）並びに年金機構から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成17年8月から20年8月まで）に記載されている標準賞与額がオンライン記録と一致していることから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準賞与額に基づく賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、賞与支払明細書等で確認できる標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成13年3月1日から同年4月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年3月から同年7月までの期間及び同年10月は20万円、同年12月は22万円、16年1月、同年3月、同年4月、同年9月、同年11月、17年1月、同年2月、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月、同年11月及び同年12月は22万円、18年2月及び同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、19年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月から同年9月までの期間は26万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、20年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年7月31日は18万円、同年12月25日は18万7,000円、16年8月5日は20万円、17年1月17日は27万9,000円、同年8月10日は12万8,000円、同年12月15日は29万9,000円、18年8月5日は30万円、同年12月27日は36万円、19年7月19日は26万円、同年12月27日は39万6,000円、20年8月13日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 13 年 3 月 1 日から同年 4 月 9 日まで
② 平成 13 年 4 月 9 日から 20 年 10 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 31 日
④ 平成 15 年 12 月 25 日
⑤ 平成 16 年 8 月 5 日
⑥ 平成 17 年 1 月 17 日
⑦ 平成 17 年 8 月 10 日
⑧ 平成 17 年 12 月 15 日
⑨ 平成 18 年 8 月 5 日
⑩ 平成 18 年 12 月 27 日
⑪ 平成 19 年 7 月 19 日
⑫ 平成 19 年 12 月 27 日
⑬ 平成 20 年 8 月 13 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成 13 年 4 月 9 日との回答を受けたが、厚生年金保険料は同年 3 月から控除されていた（申立期間①）。

また、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、実際の給与額及び賞与額よりも低く記録されている（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫及び⑬）上、一部期間の標準賞与額の記録が無い（申立期間⑧及び⑪）ことが分かった。

申立期間当時の給与明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めるとともに、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人提出の源泉徴収簿及び給与明細書並びに同僚提出の給与明細書から、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び支給総額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載されている資格取得日は、オン

ライン記録と一致していることから、事業主が平成13年4月9日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬については、申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び源泉徴収簿において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年3月から同年7月までの期間及び同年10月は20万円、同年12月は22万円、16年1月、同年3月、同年4月、同年9月、同年11月、17年1月、同年2月、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月、同年11月及び同年12月は22万円、18年2月及び同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、19年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月から同年9月までの期間は26万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、20年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成13年分から19年分まで）並びに健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（16年分から20年分まで）に記載されている標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給与明細書等で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成13年4月から同年11月までの期間、14年12月から15年2月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月、16年2月、同年5月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月、17年3月、同年9月、同年10月、18年1月及び20年6月については、上述の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成13年12月から14年11月までの期間については、当該期間に係る給与額及び保険料控除額が分かる給与明細書並びに源泉徴収簿等の資料は無いものの、上述の源泉徴収簿により、前後の期間における給与額及び保険料控除額がオンライン記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書及び源泉徴収簿並びに元代表取締役が提出した賞与関連資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は18万円、同年12月25日は18万7,000円、16年8月5日は20万円、17年1月17日は27万9,000円、同年8月10日は12万8,000円、同年12月15日は29万9,000円、18年8月5日は30万円、同年12月27日は36万円、19年7月19日は26万円、同年12月27日は39万6,000円、20年8月13日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控え（平成17年1月17日、同年8月10日、19年12月27日）及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書（平成15年7月から19年12月まで）並びに年金機構から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成17年8月から20年8月まで）に記載されている標準賞与額がオンライン記録と一致していることから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準賞与額に基づく賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、賞与支払明細書等で確認できる標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もA社C工場から同社D工場に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であることを踏まえると、申立人は、同日までは同社C工場における厚生年金保険の被保険者であったと考えられることから、同社C工場の資格喪失日を同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社から提出された被保険者資格喪失届（写し）の資格

喪失年月日が昭和 29 年 6 月 1 日と記載されていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もA社C工場から同社D工場に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された退職者一覧台帳から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であることを踏まえると、申立人は、同日までは同社C工場における厚生年金保険の被保険者であったと考えられることから、同社C工場の資格喪失日を同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社から提出された被保険者資格喪失届（写し）の資格

喪失年月日が昭和 29 年 6 月 1 日と記載されていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もA社C工場から同社D工場に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された社員名簿から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であることを踏まえると、申立人は、同日までは同社C工場における厚生年金保険の被保険者であったと考えられることから、同社C工場の資格喪失日を同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社から提出された被保険者資格喪失届（写し）の資格

喪失年月日が昭和 29 年 6 月 1 日と記載されていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もA社C工場から同社D工場に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された退職者一覧台帳及び健康保険資格取得・資格喪失証明書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であることを踏まえると、申立人は、同日までは同社C工場における厚生年金保険の被保険者であったと考えられることから、同社C工場の資格喪失日を同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社から提出された被保険者資格喪失届（写し）の資格

喪失年月日が昭和 29 年 6 月 1 日と記載されていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和26年3月から、申立期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

なお、異動日については、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であることを踏まえると、申立人は、同日までは同社C工場における厚生年金保険の被保険者であったと考えられることから、同社C工場の資格喪失日を同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社から提出された被保険者資格喪失届（写し）の資格喪失年月日が昭和29年6月1日と記載されていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 6456 (事案 3343、4777 及び 6036 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、申立人の妻と一緒に毎月納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

昭和47年10月に、A県B市役所から集金人のCさんが国民年金の勧誘に来て、今加入するとちょうど25年になると言われ、夫婦で国民年金に加入した。国民年金保険料は、集金人であるCさんに夫婦二人分を納め、その都度手帳に「C」の名前が入った印鑑を押していたにもかかわらず、私の納付記録では、50年6月に申立期間を含む46年4月から50年3月までの保険料をまとめて納付したことになっているので、記録を訂正してほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたが認められず、その後も2回再申立てを行ったが認められなかった。

しかし、自宅には、昭和47年10月からCさんが国民年金保険料の集金に来ており、当時所持していた夫婦の年金手帳の印紙検認欄の同年同月から、「C」の名前が入った受領印を押してもらっていた。

今回、新たな資料としてB市のイベントの地域割りで、B市D町は同市E校区に区分けされていることを示す同市の広報誌を提出するので、もう一度審議の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人は、昭和47年10月に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立人の妻が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付したと申し立てているが、夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻は同年10月、申立人は2年以上後の50年5月にそれぞれ払い出されており、申立人の納付記録を見ると、申立期間を含む46年4月から50年3月までの48か月の保険料が、同年6月に一括納付されていることが確認でき、申立内

容と符合しない等として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が、平成 21 年 10 月 9 日、22 年 10 月 1 日及び 23 年 10 月 7 日付けで行われている。

今回、申立人は、これまでの申立てと同じく、自宅には、昭和 47 年 10 月から C さんが国民年金保険料の集金に来ており、当時所持していた夫婦の年金手帳の印紙検認欄の同年同月から、「C」の名前が入った受領印を押してもらっていたとしているが、B 市から提出を受けた 48 年 3 月末に作成された国民年金統計に記載されている各地区の保険料徴収員の氏名を見ると、申立人が申立期間当時、自宅に集金に来たとする C 氏は E 地区の担当であり、申立人が居住していた同市 D 町は F 地区とされ、別の徴収員が担当していたことが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の提出した B 市の「イベント」の地域割りで、同市 D 町が E 地区とされているとする書面については、当時の国民年金の集金に関するものでないことから新たな資料とは認められない。

さらに、今回、実施した口頭意見陳述において、申立人及びその妻に保険料納付に係る当時の状況を再度聴取した上、申立人の妻が持参した陳述書の内容についても再度検討したが、申立人は、昭和 47 年 10 月に B 市から来た集金人である C 氏に、夫婦二人分の保険料を継続して納付したが、50 年に同市 D 町の G 組織に年金手帳を預けたことによって、その後に同手帳をすり替えられたので証明する物をなくされてしまったと、従前の主張を繰り返すのみで、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

これらは、これまでの申立人のいかなる主張を総合しても、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿及び申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出簿の記載を覆すに足るものとは認められず、申立期間の国民年金保険料を昭和 47 年 10 月から夫婦一緒に納付していた事情をうかがうことができない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を、その妻と一緒に毎月納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6457 (事案 197、3344、4776 及び 6035 の再々々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 47 年 10 月に、A 県 B 市役所から集金人の C さんが国民年金の勧誘に来て、今加入するとちょうど 25 年になると言われ、夫婦で国民年金に加入した。国民年金保険料は、集金人である C さんに夫婦二人分を納め、その都度手帳に「C」の名前が入った印鑑を押していたにもかかわらず、申立期間①が未納及び申立期間②が申請免除とされているので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められず、その後も 3 回再申立てを行ったが認められなかった。

しかし、自宅には、昭和 47 年 10 月から C さんが国民年金保険料の集金に来ており、当時所持していた夫婦の年金手帳の印紙検認欄の同年同月から、「C」の名前が入った受領印を押してもらっていた。

今回、新たな資料として B 市のイベントの地域割りで、B 市 D 町は同市 E 校区に区分けされていることを示す同市の広報誌を提出するので、もう一度審議の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人は、昭和 47 年 10 月に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立人が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付したと申し立てているが、夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人は同年 10 月、その夫は 2 年以上後の 50 年 5 月にそれぞれ払い出されており、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間を含む 46 年 4 月から 50 年 3 月までの 48 か月の保険料が、同年 6 月に一括納付されていることが確認でき、申立内容と符合しない等として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でない

とする通知が、平成 20 年 6 月 12 日、21 年 10 月 9 日、22 年 10 月 1 日及び 23 年 10 月 7 日付けで行われている。

今回、申立人は、これまでの申立てと同じく、自宅には、昭和 47 年 10 月から C さんが国民年金保険料の集金に来ており、当時所持していた夫婦の年金手帳の印紙検認欄の同年同月から、「C」の名前が入った受領印を押してもらっていたとしているが、B 市から提出を受けた 48 年 3 月末に作成された国民年金統計に記載されている各地区の保険料徴収員の氏名を見ると、申立人が申立期間当時、自宅に集金に来たとする C 氏は E 地区の担当であり、申立人が居住していた同市 D 町は F 地区とされ、別の徴収員が担当していたことが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の提出した B 市の「イベント」の地域割りで、同市 D 町が E 地区とされているとする書面については、当時の国民年金の集金に関するものでないことから新たな資料とは認められない。

さらに、今回、実施した口頭意見陳述において、申立人及びその夫に保険料納付に係る当時の状況を再度聴取した上、申立人が持参した陳述書の内容及び年金手帳の状態についても再度検討したが、申立人は、昭和 47 年 10 月に B 市から来た集金人である C 氏に、夫婦二人分の保険料を継続して納付したが、50 年に同市 D 町の G 組織に年金手帳を預けたことによって、その後同手帳をすり替えられたので証明する物をなくされ、現在所持している手帳は、同年当時の物ではなく新しい別の手帳であると、従前の主張を繰り返している。

しかし、申立人の現在所持する年金手帳の印紙検認欄を見ると、昭和 50 年 4 月から「C」の氏名が入った検認印が押されていることが確認できることから、当該手帳は申立人が当時所持していたものと思われ、申立人の主張する新しい別の手帳とは考え難く、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、これまでの申立人のいかなる主張を総合しても、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿及び申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出簿の記載を覆すに足るものとは認められず、申立期間の保険料を昭和 47 年 10 月から夫婦一緒に納付していた事情をうかがうことができない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年3月まで

私は、高校を卒業して会社に勤務していた頃、父親から「年金及び保険はきちんとするから、家業を手伝ってほしい。」と言われたので、昭和45年5月に会社を退職し、家業を手伝うことになった。

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、父親が行っていたため、どのようにしていたのか、私には全く分からないが、送られてきた「ねんきん定期便」を見ると、私の保険料の納付記録が、昭和45年5月からではなく、48年4月からの記録になっていることに驚いた。

当時は家業の収入もかなり良かったし、父親は金銭面では几帳面きちょうめんな人であったので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の被保険者の記録から、昭和48年12月頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職した45年5月に遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びA県B市の国民年金被保険者名簿により確認できる。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、46年9月以前の期間は、既に時効が成立しており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間のうち、同年10月以降の期間の保険料は過年度保険料となり、別途社会保険事務所(当時)の納付書を用いて遡って納付することとなるが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとするその父親は既に亡くなっているため、具体的な加入手続の状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人の父親の申立期間に相当する期間は公的年金の未加入期間であり、父親自身についても国民年金の加入手続が行われた事情はうかがえない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6459 (事案 3155 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの期間及び50年4月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から45年3月まで
② 昭和50年4月から52年1月まで

昭和42年11月から国民年金保険料は、当時、A県B市で働いていた勤務先において、同僚と一緒に国民健康保険料と合わせて集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①が未納とされていることは納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが納付を認められなかった。このときの決定通知書の内容についてよく理解できないので、もう一度審議の上、納付できる回答をしてほしい。

また、私は、結婚のため、昭和50年3月に会社を退職後、C県D市E区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたのに、ねんきん特別便によると申立期間②に国民年金の加入記録が無く、保険料の納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てである申立期間①について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月にC県D市F区(現在は、G区)で払い出されており、この時点において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、時効成立前の納付が可能な期間についても加入手続前の期間であり、42年11月からB市の集金人に、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立内容と一致しないこと、ii) 申立人の申立期間①における住所履歴を調査すると、43年9月以前はA県H市、それ以降はD市I区であることが戸籍の附票により確認でき、申立てのB市に住民票が存在した事跡は確認できない上、

同市では、住民票の存在しない者から集金人が保険料を徴収する取扱いは行っていないと回答しているほか、当時の保険料の徴収は、年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人の国民年金手帳の交付を受けないまま保険料を納付したとする陳述内容とも符合しないこと、iii) 別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる痕跡は認められず、ほかに申立人が、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、申立期間①に関して再審議を求めているのみであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな申立てを行っていない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人がJ社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和50年4月1日の約2年後である52年2月16日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、その記録は、申立人のオンライン記録及び特殊台帳の記録とも一致していることから、申立期間②は、国民年金の任意加入対象期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は当該年金手帳について、結婚後、その夫から受け取ったものであるとし、自ら国民年金の加入手続を行った記憶はないと陳述している上、夫は当時のことはよく覚えていないとしていることから、任意加入当時の具体的な事情については不明である。

さらに、申立人が昭和52年2月16日以前に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から58年3月まで

昭和48年頃に、私又は母がA県B市役所で国民年金の加入手続きを行ったと思う。

私は、18歳から自宅で事業所を開設し、また、C社（現在は、D社）のE職も行っており、十分な収入があったことから、自身で定期的に自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、昭和59年10月からは口座振替による保険料の納付に切り替えたはずである。

今まで一度も国民年金保険料を滞納したことは無く、申立期間の保険料についても、間違いなく納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和58年9月22日に払い出されており、また、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の手帳記号番号の払出時期と一致する同年同月10日が新規作成日とされており、申立ての加入時期とは符合しない。

また、申立期間のうち、i) 昭和48年7月から56年6月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、時効により納付することはできず、ii) 同年7月から58年3月までの保険料については、過年度保険料となることから集金人に納付することはできず、特殊台帳を見ても、当該期間に対して過年度納付書が発行された事跡は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には、昭和48年9月20日に、一旦、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、納付記録の無いまま資格を取り消されており、それ以外に有効な別の手帳

記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

加えて、申立期間は9年9か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職してA国に出国することとなったので、手続の詳細は思い出せないが、B 県 C 市役所等の公的機関でさまざまな手続を行った。その際、国民年金の加入手続も行い、申立期間の 1 年間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料は、7 万円ほどであったと記憶しているが、私が保管している当時の銀行通帳を見ると、昭和 58 年 3 月 25 日に、私の銀行の預金口座から 10 万 7,556 円が同じ銀行の自身の別口座へ振り替えられている。この金額の中から保険料を納付したと思う。

また、昭和 63 年 6 月に帰国に伴う転入届出を C 市役所で行った際、窓口で「海外に出国していたことにはなっていない。」と言われ、トラブルになったことがあり、行政に対する不信感がある。

申立期間が納付の記録となっておらず、国民年金の未加入期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外に転出する昭和 58 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録及び C 市の国民年金被保険者名簿の進達年月日からみて、申立人が日本に帰国した後の昭和 63 年 10 月頃であると推認され、申立人が陳述する時期とは符合しない。

また、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立人は昭和 58 年 3 月 23 日から 63 年 6 月 27 日まで A 国に在住した記録となっていることが確認できるところ、

海外在住者が国民年金へ任意加入することが可能となったのは61年4月以降であり、申立人が加入手続したと主張する58年3月の時点においては、制度上、海外在住者が国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を行うことはできない。

さらに、申立人は、昭和63年6月に帰国に伴う転入届出をC市役所で行った際、窓口で「海外に出国していたことにはなっていない。」と言われ、トラブルになったことがあるとも陳述しているところ、仮に、申立人が海外在住者と認識されずに国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付が行われた後に、海外在住者であることが判明した場合は、納付済保険料の還付手続が行われるとともに、海外在住期間の国民年金被保険者資格は取り消されることとなるが、同市及び年金事務所において、当時の申立人に係る保険料還付及び被保険者資格の得喪記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付資金に充てたとして提出した銀行の普通預金通帳を見ると、昭和58年3月25日に10万7,556円が同行の口座（申立人名義）に振り替えられたことが確認できるものの、その後の納付に係る現金の引き出し等については確認することはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6462 (事案 4247 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの期間及び同年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで
② 昭和44年5月から49年3月まで

昭和44年4月及び同年5月の入退社時に、国民年金と厚生年金保険の切替手続を行った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料については、第1回目又は第2回目の特例納付実施期間中に、全期間の納付になるようにという父からの助言と援助により、自身で区役所内の銀行出張所で全額納付したにもかかわらず、未納となっており納得できない。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、当時の記憶をたどったところ、i) 短大を卒業した昭和42年3月から44年3月までの間のどこかで、私自身がA県B市C区役所へ出向き、国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口で定期的に国民年金保険料の納付を行ったこと、ii) 同年4月及び同年5月にD社へ入退社を行った際、同区役所で国民年金被保険者資格の喪失及び再加入手続を行い、その後の期間についても、E社へ入社するまで、定期的に保険料の納付を行ったこと、iii) 保険料については、私自身がアルバイトで得たお金又は足りない時は父親からの金銭援助によって賄っていたことを詳細に思い出した。また、前回の調査等で年金記録における私の国民年金手帳記号番号の払出時期は、50年1月となっている旨を聞いたが、55年頃に同区役所で「あなたの年金手帳は新しくなり、年金番号も新しい番号に変わります。古い番号が分からなくなってしまうので、新しい年金手帳の表表紙の内側に書いておきます。」と言われ、新しい年金手帳を受け取った記憶があるため、

申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号があったはずである。この新しい年金手帳の残っている裏表紙部分を別の手帳記号番号があった証拠として提出する。

さらに、納付時期ははっきりしないが、父親から「特例納付として過去の未納期間の保険料納付ができるので、保険料納付済期間が40年となるように納めてきなさい。」とお金を預かり、私自身が納付したこともある。

これらのことは、全て私の記憶であり、証拠は無い上、私自身の年金記録と符合していないのは承知しているが、どうしても納付できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料について特例納付により、区役所内の銀行窓口で納付したと申し立てているが、制度上、特例納付に係る保険料を区役所内の金融機関で納付することはできないこと、ii) 申立人は、特例納付を行った時期及び納付した金額について明確に記憶していないなど、具体的な納付状況等が不明であること、iii) 当時、B市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間、未納無く納付したとしても期間が不足する者を対象に、過年度納付及び特例納付の勧奨を行っていたものの、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は28歳であったことから、その必要はなく、特殊台帳を見ても申立期間について、過年度納付及び特例納付の勧奨が行われた事跡を確認することはできなかったこと、iv) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和42年3月から44年3月までの間で国民年金への加入手続を行い、定期的に国民年金保険料の納付を行ったとするのみで、納付を開始した時期、納付方法及び納付金額等の具体的な陳述は得られず、当時の状況は不明である。

また、特例納付についても、納付資金を援助してくれたとする申立人の父親は既に他界している上、当該特例納付に係る具体的な金額等を示す資料(父親の日記及び家計簿等)は残っていないことから、国民年金保険料の納付等に係る新たな事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな証拠として、年金手帳の一部(最終ページ部分のみ)を提出しているが、これを見ても、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出

しうかがえる事跡などは無い上、今回の再申立てに際し、再度国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人へ別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から新たな資料等の提出も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13658 (事案 13273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①については、同社の設立当初から私は代表取締役であったが、標準報酬月額を減額訂正するを行った記憶がなく、また、申立期間②については、当時の最高等級に見合った厚生年金保険料を控除されていたのに、低額で記録されていることが分かった。

そこで、申立期間①及び②について、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、申立期間①は、代表取締役としての主張は信義則上許されないとして、また、申立期間②は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できない等として、いずれも申立ては認められなかった。

今回、申立期間①については、自らの標準報酬月額の遡及減額訂正の手続を行っていないことを示す新たな資料が見つかった。また、申立期間②については、前回の申立ての際に提出している賃金台帳の内容について、十分審議されていないと思うので、再度、これらの資料に基づいて、申立期間①及び②の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の標準報酬月額が平成 6 年 12 月 28 日付けで、4 年 7 月 1 日に遡って訂正されていることが確認できるもの

の、i) 申立人は6年ないし7年頃に経営不振になったと陳述しているところ、年金事務所から提出されたA社に係る債権記録リストにより、遡及訂正処理が行われた当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できること、ii) 申立人は「代表者印は、私が管理していた。」と陳述しており、当時代表取締役であった申立人が、標準報酬月額を遡及減額処理について関与していなかったとは考え難いこと、iii) 会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年6月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知（以下「6月1日付け通知」という。）が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「私の父が作成した社会保険料滞納メモ（以下「滞納メモ」という。）から、申立期間に社会保険料の滞納があったことは認める。しかし、当該滞納保険料は、全て約束手形と現金で支払っているので、自らの標準報酬月額を遡及減額して訂正する手続を行うはずがない。」旨陳述している。

しかしながら、新たな事情として提出された上記滞納メモについて検証したところ、当時、申立人が滞納していたとする社会保険料額は、年金事務所が保管する債権記録リストから確認できる社会保険料額と大きく相違しているほか、申立人が約束手形で納付したと主張する社会保険料額について、取引銀行に照会したものの、完済されていることは確認できなかった。

また、申立人の父は既に死亡しているため、同人から上記滞納メモの内容等について確認することができない。

さらに、申立人は、元従業員及び申立人と同様に遡及して減額訂正された記録となっている元妻に対する事情照会について、前回と同様に拒否しているため、これらの者から当時の事情を聴取することができない。

加えて、申立人は、「A社の代表者印を他人に管理させることはしていない。」と前回と同様の陳述をしていることから、当時、代表取締役であった申立人は、当該遡及減額訂正に係る届出に関与していたと考えるのが自然であり、社会保険事務所（当時）が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で記録の訂正処理を行ったと認めることはできない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人から提出されたA社における平成8年4月から同年9月までの賃金台帳をみると、申立人の給与支給額が、当時の標準報酬月額の最高等級（59万円）に見合った額であった旨の記載が確認できるものの、申立人以外の従業員の氏名が記載されておらず、保険料控

除の記載がある人数とオンライン記録における同社の被保険者数が一致しない月が見られること、ii) 申立人は、同社の元従業員に事情を聞かないでほしいとしているため、当該賃金台帳からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを判断できないこと、iii) 前述の6年12月28日付けの遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、6月1日付け通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「前回、提出している賃金台帳の内容を十分審議してほしい。」と陳述しているところ、当該賃金台帳の内容については、前回申立ての際に審議資料として既に当委員会において審議済みであり、このほかに申立人から新たな資料及び情報の提出は無い上、元従業員等に事情照会ができないことから、実際に賃金台帳どおりの給与支給及び保険料控除がされていたことを確認することができない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 10 月 26 日まで
② 昭和 55 年 3 月 7 日から同年 7 月 31 日まで

昭和 53 年 7 月から 55 年 7 月までの約 2 年間、A 社（現在は、B 社）が経営していた C 県 D 市の「E 事業所」で F 職として勤務していた。

しかし、当該期間のうち、最初の 15 か月（申立期間①）と最後の 4 か月（申立期間②）の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間①及び②も A 社で厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から、申立人が申立期間①の一部についても、A 社が経営する E 事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、当時 A 社で厚生年金保険被保険者であった者に照会したところ、E 事業所の元従業員を含む複数の者が、「A 社は当時、従業員の入退社が激しかったので、厚生年金保険には希望した者だけを加入させていた。」と陳述しており、資格取得日が入社日の数か月ないし数年後となっている者も複数確認できることから、申立期間①当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、複数の元従業員が、「A 社に勤務した期間のうち、厚生年金保険に加入するまでの間は厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、B 社は、「当時の資料が残っていないので、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」と回答している。

次に、申立期間②について、同僚の一人は、E 事業所で G 職をしていた元従業員の氏名を挙げ、申立人は当該元従業員とほぼ同時期に退社したとしており、

申立人もこのことを認めているところ、当該元従業員のA社における資格喪失日は昭和55年2月26日（申立人の資格喪失日の9日前）となっており、申立人の資格喪失時期に不自然な点は見られない。

また、B社は、申立期間②についても、当時の資料が残っていないので申立人の勤務状況等については不明と回答している上、回答のあった元従業員から、申立人の申立期間②における勤務をうかがわせる陳述は得られず、自身の退社時期と資格喪失時期が異なっているとする者もいなかった。

さらに、雇用保険の加入記録でも、申立人のA社における離職日は昭和55年3月6日となっており、厚生年金保険の加入記録と符合している。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間中の昭和55年3月17日に申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返却された旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月頃から37年8月頃まで

A社B事業所にC社員として勤務していた期間が、厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社人事部は、「申立人及びA社B事業所についての資料は残存していないため、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、同社D支店に勤務していた申立人の義兄及び申立人が先輩C社員として氏名を挙げた二人は、申立期間において同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、その氏名は確認できるものの、いずれも既に死亡しており、これらの者から申立期間の申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることはできない。

また、上述の3人以外に、A社D支店に係る前述の被保険者名簿で、申立期間に被保険者であったことが確認できる同僚49人及び申立人が氏名を挙げた同社B事業所の同僚5人に照会した結果、同社B事業所で給与計算及び社会保険事務を担当していたとする2人の同僚並びに申立人が氏名を挙げた5人の同僚が申立人を記憶していたが、いずれも、申立期間後に個人事業所を設立し、引き続き同事業所敷地内で事業を行っていた個人事業主としての申立人の記憶しかないとしている。

さらに、申立人はA社のC社員として採用されたと主張しているものの、同社B事業所に勤務していた複数の同僚が、「C社員であれば厚生年金保険に加

入していると思うが、A社B事業所では厚生年金保険に加入していない雇用形態の者もいた。」旨陳述しているところ、前述のように申立期間の申立人を記憶している同僚はいないことから、申立期間における申立人の雇用形態がC社員であったことを確認できる陳述を得ることはできない。

加えて、A社D支店に係る前述の被保険者名簿には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名の読み方の違い等によるオンライン検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。